

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成25年2月13日
【報告者の名称】 ミヤチテクノス株式会社
【報告者の所在地】 千葉県野田市二ツ塚95番地の3
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【最寄りの連絡場所】 東京都台東区元浅草2丁目6番6号
【電話番号】 03(5246)6700(代表)
【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画管理本部長 藤本 隆
【縦覧に供する場所】 ミヤチテクノス株式会社
(東京都台東区元浅草2丁目6番6号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、ミヤチテクノス株式会社を指し、「公開買付者」とは、株式会社アマダを指します。

(注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注3) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注4) 本書において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注5) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社アマダ

所在地 神奈川県伊勢原市石田200番地

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

平成18年9月27日開催の当社定時株主総会の特別決議及び当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）

平成18年9月27日開催の当社定時株主総会の特別決議及び平成19年7月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）

平成22年9月28日開催の当社定時株主総会の普通決議及び当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

平成22年9月28日開催の当社定時株主総会の特別決議及び当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といい、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権を「本新株予約権」と総称します。）

なお、公開買付者による当社普通株式及び本新株予約権に対する公開買付けを、以下「本公開買付け」といいます。

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年2月12日開催の取締役会において、本公開買付けについて、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。また、当社は、当該取締役会において、本新株予約権のうち、第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、当該各新株予約権における当社の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付けにおける普通株式に係る買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を上回っており、当該各新株予約権に係る買付価格が1円であることから、当該新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては当該新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨、並びに第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、当該各新株予約権に係る買付価格は、本公開買付価格から当該各新株予約権における当社の普通株式1株当たりの行使価額を控除した価格に当該各新株予約権1個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、当該新株予約権者の皆様にとって妥当であると判断し、当該新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の「当社における利害関係を有しない取締役及び監査役の承認」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成25年2月12日開催の取締役会において、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、当社の発行済普通株式（本新株予約権の行使により交付される当社の普通株式を含みます。但し、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを対象として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けに関連して、公開買付者は、当社の第3位（平成24年6月30日時点）の株主である城地 徹氏（本書提出日現在の所有株式数683,260株、当社が平成25年2月12日に公表した平成25年6月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成24年12月31日現在の当社の発行済株式総数12,030,685株に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）5.67%（小数点以下第三位を切り捨て。）、当社の第4位（平成24年6月30日時点）の株主である戸澤 秀雄氏（本書提出日現在の所有株式数582,576株、所有割合4.84%（小数点以下第三位を切り捨て。））及び当社の第7位（平成24年6月30日時点）の株主である西澤 敬次氏（本書提出日現在の所有株式数188,404株、所有割合1.56%（小数点以下第三位を切り捨て。））との間で、その所有する当社の普通株式の全て（合計1,454,240株、所有割合12.08%（小数点以下第三位を切り捨て。））について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を平成25年2月12日付で締結しております。

公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりません。一方、応募株券等の総数が8,039,100株（当社の平成25年6月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（平成25年2月12日公表）に記載された平成24年12月31日現在の当社の普通株式の発行済株式総数（12,030,685株）に、本新株予約権（4,767個：当社が平成24年9月27日に提出した第41期有価証券報告書に記載された平成24年6月30日現在の本新株予約権の数（5,671個）に、同日から平成25年2月12日までの変更（平成24年6月30日から平成25年2月12日までに、本新株予約権は904個消滅しております。）を反映した本新株予約権の数）の目的となる当社の普通株式の数（476,700株）を加え、同決算短信に記載された平成24年12月31日現在当社が所有する自己株式数（448,840株）を控除した株式数（12,058,545株）の3分の2超に相当する株式数（8,039,030株）から1単元（100株）未満に係る数を切り上げた株式数）に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。従って、応募株券等の総数が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。

本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、当社に対し、本公開買付け終了後に、公開買付者が当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するための手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）の実施を要請し、当社を公開買付者の完全子会社とする予定です（本公開買付け及び本完全子会社化手続を含めた一連の取引を、以下「本取引」といいます。）。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

(ア) 本公開買付けの背景等

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程は、以下のとおりです。なお、以下の記述中の公開買付者に関する記述は、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者グループは、公開買付者、子会社、関連会社計73社（本書提出日現在）で構成され、金属加工機械器具・金属工作機械器具の製造・販売・賃貸・修理・保守・点検・検査などを主要な事業内容としています。

昭和21年に創業され、帯鋸で金属を切るバンドソーの開発に始まった公開買付者グループは、現在、グローバルに展開する板金事業を主力とし、プレス、切削・構機、工作機械といった加工機械事業、及びそれらに付随する制御機器や周辺装置、金型やソフトウェアを含む金属加工の全工程に対してトータルソリューションを提案することを強みとし、その商品開発、製造、販売からサービスまでを行う“金属加工機械の総合エンジニアリングメーカー”であります。

公開買付者は、中期的に目指す方向性、戦略、経営目標値等について、中期経営計画を策定し、数値目標として平成28年3月期に売上高3,000億円という体制の構築を目指しております。その体制を構築し、かつ厳しい業界環境下で競争力を高めていくためには、金属加工の総合提案力の更なる強化が必要であり、その中でもレーザ技術を中心とする商品力の強化は重要な経営課題でありました。その解決手段の1つとして、M&Aを積極的に展開していくことも従来より検討しておりました。

一方、当社は、昭和47年に産業用電子機器の製造を目的に宮地電子株式会社として設立され、その後、レーザ機器などの先進技術を扱うようになり、平成2年に現在の社名に変更されました。抵抗溶接機器（制御機器、計測器、電源機器、周辺機器）、レーザ機器（レーザ溶接装置・レーザ加工機、レーザマーキング機器）、システム機器の開発・製造・販売・修理を主な事業内容としています。

当社は、微細溶接・加工市場に特化したビジネスモデル、接合技術で抵抗とレーザの両方を持つオンリーワン企業、世界17か国に広がるグローバルネットワーク、という3つの強みを持ち、その溶接・加工技術は、自動車産業はもとより電子部品、通信機器、医療分野などに幅広く活用されています。特に精密抵抗溶接機では世界No. 1のシェアを有しています。また、近年ではリチウムイオン電池などの電池分野、スマートフォンに代表されるモバイル機器など、最先端のモノづくりに役立っています。

また、当社は、その高い溶接技術を活かして、抵抗溶接から1KW以下の低出力レーザ溶接まで、機器の開発・商品化を行っており、自動車や通信、医療などでの販売実績を持っております。

しかしながら、当社は、産業用機器の中でも溶接に注力した製造・販売をしていることから、世界経済や製造業の設備投資が低迷する局面では、事業運営や業績に強い下方圧力を受けやすい環境に置かれているとも言えます。また、レーザ機器の研究開発・製品化の競争が激しくなっており、従来に比べて素早く大規模に資金・技術・人的リソースを投じて研究開発を行うことも必要となっております。そこで当社は、経済環境の低迷局面でも事業運営の安定性を確保し、今後も研究開発を通じた自社製品の競争力を維持・拡大していくために、より大きな事業規模を持ち、かつ技術力も高い事業パートナーがいれば、協業体制を構築することも事業戦略上の1つの選択肢として考えておりました。

このような状況において、公開買付者と当社は両社がその業務・資本において提携関係を持つことが両社の企業価値向上に資するかについて、平成24年9月頃から初期的に検討を開始し、平成24年11月頃からより具体的に検討を進めてきました。

両社の事業は、その金属加工の用途、販売先など商品のサイズ、用途、市場のいずれも大きな重複はないことから、其々が各分野での実績を相互活用することで、相互に対象とする市場を拡大できる可能性について検討しました。

公開買付者としては、板金事業では、特に加工の最終工程での溶接技術を強め、また部品から筐体に至る製品全体の金属加工総合提案力の強化ができ、更に、工作機械やプレス・切削事業でも、精密・微細加工や溶接・レーザ技術の加工へのノウハウや技術を合わせることで、商品力強化が図れるというメリットに着目しました。当社としては、公開買付者が持つ様々な金属加工技術や装置、ノウハウの活用と、事業基盤の大きい公開買付者と連携することで従来よりも安定した経営が図れるようになるというメリットに着目しました。

このような検討の結果、両社が提携することで、それぞれの経営課題を解決しながらウィンウィンの関係を築くことができるとの考えに至りました。さらに、両社は、現在の厳しい業界環境下において、その変化のスピードに迅速に対応するためには提携の効果の早急な実現が不可欠であり、強固な協業体制を早期に構築し経営のスピードを速めることが望ましいと判断しました。そのためにも、部分的な業務・資本提携ではなく、公開買付者が当社を完全子会社化して、迅速な意思決定を可能とし、また共通の事業戦略のもとでの協業を果たすことが、両社の企業価値の最大化に資するものであると判断するに至りました。

公開買付者が当社を完全子会社化することを通じて、公開買付者が持つレーザ技術と、当社が持つレーザ技術・ノウハウを融合して、新素材や超微細加工などの新たな加工の可能性を探り、アプリケーションの追加とグローバル競争力の強化を図ります。また、現在公開買付者グループは、金属加工機械の総合エンジニアリングメーカーとして、板金商品、プレス商品、切削商品、工作機械の製品をソフトウェアを含め製造・販売しておりますが、当社の抵抗溶接機器、レーザ機器、システム機器を追加のアプリケーションとして加えることで、更に金属加工機械分野商品のラインアップの充実を図ります。また、市場では重複の少ない顧客基盤、得意先を相互活用し、これまで取引が少なかった顧客・業界への拡販を図ります。

具体的には、まず、研究開発分野においては、当社の持つレーザー技術に、公開買付者の持つレーザー及びその他の加工基礎技術や複合加工技術を融合し、当社の得意とする微細加工・溶接領域においても新たなアプリケーション・ソリューションを提供することを検討していきます。また、公開買付者の開発への資金力も活用し更なる技術開発を従来以上の速度で推進していくつもりです。

双方の顧客層において、公開買付者の製品と当社の抵抗溶接機器やレーザー機器、システム機器を相互に補完し合った商品として同時に提供できるようになり、国内外のネットワークや代理店網も相互に活用し効率を高めた販売を行っていきます。

また、これまで当社は、自動車産業分野、電機・電子産業分野、医療機器産業分野における国内外の主要企業との取引実績が豊富であることから、その関係を生かして、今後は更に工作機械商品や公開買付者グループの全体商品を国内外の自動車産業や医療機器産業向けにも販売を強化していきます。

効率と効果の面では、当社の上場維持コストを含む管理コストの削減、公開買付者の本社機能を当社が利用すること、両社の有する開発基盤や製造技術の相互活用、共同購買による調達コストダウン、人材の相互活用、サポート拠点の増加に伴う顧客サポートの充実などによるシナジー効果の発揮を想定しております。

実際の提案活動や加工の実証としては、特に海外においては、両社がそれぞれ米国や欧州、アジアなどに拠点を有しているテクニカルセンターを相互利用することで、お客様の切断や接合といった金属加工ニーズ全般に対して、これまで以上に柔軟に対応し、また融合技術による一貫提案も行っていき、最終的には開発・製造・販売・サービスを含めた機能も相互活用し地域により密着した活動をしてまいります。

公開買付者にとり、当社を完全子会社とすることで、平成28年3月期に売上高3,000億円という中期経営計画の体制構築に向けて、大きく前進するものと考えております。

以上のように、公開買付者は、当社を完全子会社とすることで、相互の技術力や経営資源を活用した強固な協業体制を迅速な意思決定により早期に構築し、シナジー効果の発揮を実現していくことが、両社の企業価値の最大化に資するものと判断し、本公開買付けの実施を決定いたしました。

(イ) 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本公開買付け後の具体的な当社の経営方針及び事業内容の見直しにつきましては、当社の完全子会社化を実施後に当社と協議・検討を行うことを予定しているとのことです。また、公開買付者は、当社の完全子会社化後も、当社の自主性と主体性を尊重し、ミヤチ・ブランドと事業運営の独立性を維持し、事業の特性や運営体制の優れた点を十分に生かした経営に留意の上、共同・連携して当社の事業の強化を図っていく意向であり、当社はその旨を確認しています。

(ウ) 当社の意思決定の過程

当社は、公開買付者からの本取引の提案を受け、本取引に関する諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、当社の財務状況、事業環境等に照らして当社の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成25年2月12日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。なお、第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、当該各新株予約権における当社の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っており、当該各新株予約権に係る買付価格が1円であることから、当該新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、当該新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の決議をしております。また、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、当該各新株予約権に係る買付価格は、本公開買付価格から当該各新株予約権における当社の普通株式1株当たりの行使価額を控除した価格に当該各新株予約権1個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、当該新株予約権者の皆様にとって妥当であると判断し、当該新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへ応募することを勧める旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会においては、取締役10名（うち社外取締役2名）の全員が出席し、その全員一致で当該決議を行っております。また、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が上記取締役会に出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、公開買付者が本取引により当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図しており、当社の少数株主と利害が一致しない構造的な可能性があり得ること等を踏まえ、本公開買付けの公正性を可及的に担保すべく、以下のような措置を実施いたしました。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(ア) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）より提出された株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（野村證券）」といいます。）を参考にしたとのことです。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、当社の普通株式の価値算定を行ったとのことです。なお、公開買付者は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

本株式価値算定書（野村證券）によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社の普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法： 543円から704円

類似会社比較法： 563円から844円

DCF法： 610円から1,089円

市場株価平均法では、基準日を平成25年2月8日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社の普通株式の終値の直近6ヵ月平均（543円）、直近3ヵ月平均（574円）、直近1ヵ月平均（660円）、直近1週間平均（685円）及び基準日終値（704円）を基に、当社の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を543円から704円までと算定したとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を563円から844円までと算定したとのことです。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年6月期以降の当社の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や当社の普通株式の価値を分析し、1株当たり株式価値を610円から1,089円までと算定したとのことです。

なお、当社が、公開買付者及び野村證券に提出した当社の事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。これは主として、国内、海外ともに需要の回復による増収を見込んでいること、また当社の自助努力による経営効率化を通じたコスト削減効果が期待できることによるものです。

公開買付者は、野村證券から取得した本株式価値算定書（野村證券）の各手法の算定結果に加え、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社の普通株式の市場株価動向、当社による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成25年2月12日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり870円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格870円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年2月8日の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値704円に対して23.58%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成25年2月8日までの過去1ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値の単純平均値660円（小数点以下四捨五入）に対して31.82%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成25年2月8日までの過去3ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値の単純平均値574円（小数点以下四捨五入）に対して51.57%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成25年2月8日までの過去6ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値の単純平均値543円（小数点以下四捨五入）に対して60.22%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

また、本公開買付価格870円は、本書提出日の前営業日である平成25年2月12日の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値711円に対して22.36%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた価格であります。

（イ）本新株予約権

本新株予約権は、いずれもストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員であることを要し（但し、当社又は当社の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、当社の従業員が定年により退職した場合、当社及び当社の子会社間で転籍した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでない）とされています。）、第3回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において当社の取締役又は顧問並びに当社の子会社の取締役又は顧問であることを要し（但し、当社の取締役が任期満了により退任した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでない）とされています。）、第4回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、執行役員及び従業員又は顧問並びに当社の子会社の取締役及び執行役員又は顧問であることを要するとされています（但し、当社又は当社の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、当社の従業員が定年により退職した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでない）とされています。）、

第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、本書提出日現在において、当該各新株予約権における当社の普通株式1株当たりの行使価額（第1回新株予約権：2,360円、第2回新株予約権：2,109円）が本公開買付価格を上回っていることから、公開買付者は、当該新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と決定したとのことです。他方、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、本書提出日現在において、当該各新株予約権における当社の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っています。そこで、公開買付者は、第3回新株予約権及び第4回新株予約権に係る買付価格を、本公開買付価格である870円と、第3回新株予約権及び第4回新株予約権における当社の普通株式1株当たりの行使価額560円との差額である310円に当該各新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である31,000円と決定したとのことです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）に対し、当社の株式価値の算定を依頼しました。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は市場株価分析、類似企業比較分析及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用いて当社の普通株式の株式価値の分析を行い、当社は平成25年2月8日付で三菱UFJモルガン・スタンレー証券から株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。

上記各手法において分析された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	543円から685円
類似企業比較分析	500円から810円
DCF分析	726円から953円

市場株価分析では、平成25年2月8日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の直近1週間の終値単純平均値（685円）、直近1ヵ月の終値単純平均値（660円）、直近3ヵ月の終値単純平均値（574円）及び直近6ヵ月の終値単純平均値（543円）を基に、当社の普通株式の1株当たりの価値の範囲を543円から685円までと分析しております。

類似企業比較分析では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社の普通株式の1株当たりの価値の範囲を500円から810円までと分析しております。

DCF分析では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成25年6月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、当社の普通株式の1株当たりの価値の範囲を726円から953円までと分析しております。

なお、当社が三菱UFJモルガン・スタンレー証券に提出した当社の事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。これは主として、国内、海外ともに需要の回復による増収を見込んでいること、また当社の自助努力による経営効率化を通じたコスト削減効果が期待できることによるものです。

また、第1回新株予約権及び第2回新株予約権はいずれもストックオプションとして発行されたものであり、その保有者が当社の役員や従業員に限定される上、第1回新株予約権及び第2回新株予約権を行使するには、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員であることを要し（但し、当社又は当社の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、当社の従業員が定年により退職した場合、当社及び当社の子会社間で転籍した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでない）とされています。）、公開買付者が取得しても権利行使を行うことができないこと及びその行使価額が本公開買付価格を上回っていることに鑑み、当社は本公開買付けにおける第1回新株予約権及び第2回新株予約権に係る買付価格の妥当性を検証するための第三者からの評価書は取得しておりません。

さらに、第3回新株予約権及び第4回新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、その保有者が当社の役員や従業員等に限定される上、第3回新株予約権及び第4回新株予約権に係る買付価格は、本公開買付価格と第3回新株予約権及び第4回新株予約権における当社の普通株式1株当たりの行使価額との差額に当該各新株予約権1個当たりの目的となる株式数100を乗じた金額としており、実質的に普通株式に対する買付価格と同等であることから、当社は、本公開買付けにおける第3回新株予約権及び第4回新株予約権の買付け等への応募を推奨する意見を表明するにあたり、第三者からの評価書は取得していません。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引に係る審議に慎重を期し、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ております。

当社における公開買付者との間に利害関係を有しない者による、本取引が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

当社は、平成25年1月23日、いずれも公開買付者及び当社から独立した当社の独立役員である社外取締役入江昭夫氏、社外取締役大村善賢氏、社外監査役只松民雄氏及び社外監査役金子憲康氏（以下、四氏を併せて「独立社外役員ら」といいます。）に対して、（a）本取引の目的の正当性、（b）本取引に係る交渉過程の手の公正性、（c）本取引により当社の少数株主等に交付される対価の妥当性、及び（d）上記（a）乃至（c）その他の事項を前提に、本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否か（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、本諮問事項に係る意見を当社の取締役会に対して表明することを依頼いたしました。なお、本取引においては、本公開買付けの開始時点では当社の支配株主に該当する者は存在していませんが、本公開買付けが成立した後は、公開買付者が当社の支配株主に該当することとなるため、本公開買付け成立後に実施する予定である本完全子会社化手続（詳細は、下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）は、いわゆる支配株主との重要な取引等（東京証券取引所の定める有価証券上場規程441条の2）に該当することになります。本公開買付け及びその成立後の本完全子会社化手続（本取引）は、一連の取引であるため、当社は、本取引の手の適正性をより担保するため、本公開買付け及びその成立後の本完全子会社化手続を一体のものとみなし、この段階で上記意見を取得することにいたしました。

独立社外役員らは、平成25年1月23日から平成25年2月12日までの間、本諮問事項について当社の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねました。

具体的には、上記の期間内において、当社、リーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所及びフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券と話合いの場を持ち、本取引に係る一連の目的及びこれにより向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等について説明を受けるとともに当社の業務執行取締役等に対しヒアリング等を行い、また、シティユーワ法律事務所から、本取引に対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より取得した株式価値算定書の結果を踏まえ、公開買付者から最終的に提案された本公開買付価格についての検討を行いました。

独立社外役員らは、このような経緯で、本諮問事項について当社の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねた結果、本取引における当社の取締役会の意思決定の公正性を担保するために、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、当社における独立した法律事務所からの助言の取得、公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保の各措置が採られていることに加え、本公開買付け後に予定されている二段階買収において当社の株主の皆様に対して交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること等、本取引において少数株主を不当に害する可能性のある事項が特段認められなかったことに鑑み、平成25年2月12日付で、当社の取締役会に対して、(a)本取引は、当社の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、その目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本取引により当社の少数株主等に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出しております。

当社における利害関係を有しない取締役及び監査役の承認

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した当社株式に係る株式価値算定書記載の内容・分析結果を参考にしつつ、シティユーワ法律事務所から得た法的助言、及び独立社外役員らから取得した意見書その他の関連資料を踏まえ、本取引に関する諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、当社の財務状況、事業環境等に照らして当社の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成25年2月12日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。なお、第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、当該各新株予約権における当社の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付け価格を上回っており、当該各新株予約権に係る買付け価格が1円であることから、当該新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、当該新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の決議をしております。また、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、当該各新株予約権に係る買付け価格は、本公開買付け価格から当該各新株予約権における当社の普通株式1株当たりの行使価額を控除した価格に当該各新株予約権1個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、当該新株予約権者の皆様にとって妥当であると判断し、当該新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへ応募することを勧める旨の決議をいたしました。

上記取締役会においては、取締役10名（うち社外取締役2名）の全員が出席し、その全員一致で当該決議を行っております。また、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が上記取締役会に出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べております。

公開買付け価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」のうち「本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けにおいて当社の発行済普通株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、以下の方法により、当社の発行済普通株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを企図しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、平成25年6月中旬を目途に本完全子会社化手続を完了させるよう、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行することができる旨の定款の一部変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすること、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び当社が全部取得条項の付された当社の普通株式の全部（但し、当社の所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引き換えに普通株式とは別個の種類の当社の株式を交付すること、並びに上記乃至を付議議案に含む臨時株主総会を開催し、上記乃至を上程すること、及び上記の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主の皆様による種類株主総会を開催し、上記を上程することを当社に対して要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様（但し、当社を除きます。）には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主の皆様に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定とのことです。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者は当社に対し、公開買付者が当社の発行済株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定とのことです。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記の全部取得条項が付された株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの方法により取得される当該普通株式1株当たりの買取価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。また、上記の株主総会決議に基づき普通株式の全部取得条項による取得が効力を生じ、株主の皆様が当該普通株式を失った場合は、上記(i)に記載される会社法第117条第2項に定める買取価格決定の申立ての申立適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに当社の別個の種類
株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、並びに本公開買付け後の公開買付
者による当社の株式の所有状況及び公開買付け以外の当社の株主の皆様による当社の株式の所有状況等により、実施に時
間を要し、又は同等の効力を有する他の方法に変更する可能性があるとのことです。但し、上記方法を変更する場合でも、当
社の各株主の皆様が最終的に交付されることになる金銭については、本公開買付け価格に当該各株主の皆様が保有していた
当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定とのことです。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期（なお、現時点では、平成25年6月中旬を目処に本完全子会社化手続
を完了させることを予定しているとのことです。）等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定
となっております。

なお、上記は、臨時株主総会及び種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。ま
た、本公開買付けへの応募、上記各手続の実行によって交付される対価としての金銭の受領、又は上記各手続の実行に係る
株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様各自の税務アドバイザーにご確認頂きます
ようお願いいたします。

（５）上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されております。しかしながら、公開買付け者は本公
開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社の普通株式は、東京証券取
引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基
準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した場合、上記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段
階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付け者は、適用法令に従い、当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有
する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、その場合、当社の普通株式
は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社の普通株式を東
京証券取引所において取引することはできません。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、当社の第3位(平成24年6月30日時点)の株主である城地 敬氏(本書提出日現在の所有株式数683,260株、所有割合5.67%(小数点以下第三位を切り捨て。))、当社の第4位(平成24年6月30日時点)の株主である戸澤 秀雄氏(本書提出日現在の所有株式数582,576株、所有割合4.84%(小数点以下第三位を切り捨て。))及び当社の第7位(平成24年6月30日時点)の株主である西澤 敬次氏(本書提出日現在の所有株式数188,404株、所有割合1.56%(小数点以下第三位を切り捨て。))との間で、本応募契約を締結しているとのことです。城地 敬氏、戸澤 秀雄氏及び西澤 敬次氏は、本応募契約に基づき、その所有する当社の普通株式の全て(合計1,454,240株、所有割合12.08%(小数点以下第三位を切り捨て。))について本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。なお、本応募契約には特筆すべき前提条件はないとのことです。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

(1) 普通株式

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
小宮山 邦彦	代表取締役社長	-	9,000	90
内田 高弘	取締役	常務開発管掌	15,472	154
甲山 喜代志	取締役	常務市場開発管掌	78,917	789
家久 信明	取締役	情報システム管掌・ミヤチシステムズ担当	2,100	21
長島 一行	取締役	生産管掌兼生産本部長	16,312	163
辻岡 寿康	取締役	マーケティング管掌兼マーケティング本部長	3,300	33
川村 浩徳	取締役	中国・台湾総代表	4,350	43
朴 承寛	取締役	ミヤチコアリアコーポレーション社長	0	0
入江 昭夫	取締役	-	6,500	65
大村 善賢	取締役	-	4,000	40
高階 昌雄	監査役	-	9,500	95
只松 民雄	監査役	-	4,100	41
計			153,551	1,534

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役入江昭夫、大村善賢は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 監査役只松民雄は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 新株予約権

氏名	役名	職名	所有個数 (株)	株式に換算 した数 (個)	株式に換算 した議決権の 数(個)
小宮山 邦彦	代表取締役社長	-	150	15,000	150
内田 高弘	取締役	常務開発管掌	143	14,300	143
甲山 喜代志	取締役	常務市場開発管掌	140	14,000	140
家久 信明	取締役	情報システム管掌・ ミヤチシステムズ担当	143	14,300	143
長島 一行	取締役	生産管掌兼生産本部長	36	3,600	36
辻岡 寿康	取締役	マーケティング管掌兼 マーケティング本部長	36	3,600	36
川村 浩徳	取締役	中国・台湾総代表	95	9,500	95
高階 昌雄	監査役	-	123	12,300	123
計			866	86,600	866

(注1) 役名、職名、所有個数、株式に換算した数及び株式に換算した議決権の数は本書提出日現在のものであります。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上